

令和六年 第四回（十二月）市議会定例会

（令和六年十一月二十九日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和六年第四回十二月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件の概要をご説明申し上げますとともに市政運営に向けた私の考えを申し上げます。

はじめに、「特命推進課について」であります。

十月一日から事務を開始した特命推進課では、企業誘致や公共用地活用をはじめ、公約である道の駅の検討に加え、書かない窓口や生成AIといった庁内DXの推進について総合的な導入に向けて対応していくこととしております。公共用地の活用につきましては、まず、旧富浜中学校の利活用に向けて、売却などにかかる課題抽出や活用方針など庁内関係部署と協議をはじめたところであります。

本市にとって、また、地域住民にとっても活性化につながる利用方法について検討を進めてまいります。

道の駅につきましては、施設を設置している近隣自治体へのヒアリング調査や各省庁の支援制度の研究などを始めており、今後は、各種ニーズ調査など、道の駅の可能性について、多角的な視点で調査研究を進めてまいります。

次に、DXの推進についてであります。

庁内の事務効率化に向けて今月十八日から生成AIのシステムを試験導入し、文書作成など、職員が体験しております。

来月三日からは本庁舎一階に、マイナンバーカードを機械に差し込むことで、申請用紙に住所・氏名などの情報を記入することなく住民票などの申請が行えるシステムを試験導入する予定であります。

試験導入はいずれも一ヶ月程度としており、職員や利用された市民の方々の感想などを聞きながら、本格導入の可否について検討したいと考えております。

また、今月から総務省が行っている地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用し、デジタル庁よりアドバイザーをお迎えし、DX推進の方向性や推進体制の構築等について助言等をいただくことでDXを推進してまいります。

業務は多岐にわたりますが、的確な情報収集などに努め、成果につなげてまいります。

次に、「市制施行七十周年記念事業について」であります。

「大月をeスポーツの聖地に」をモットーとし、大月eスポーツクラブと連携し、九月二十二日に七十周年記念事業として「大月ゲームサミット二〇二四」を、大月短期大学を会場に開催いたしました。

有名声優やユーザーをゲストに迎え、市内外から多くの参加をいただくことができました。

特にメイנסテージとなった岩殿ホールでのゲーム実況では立ち見する人

が出るなど大盛況で、同時配信したユーチューブでも二万四千回視聴されるなど好評を得る結果となりました。

また、同時に地元企業協賛ブースでは企業紹介も行われ多くの若者に関心を持っていただくこととなりました。

十月二十六日には、中高生や教育関係者を対象に日野田直彦先生による、新しい教育方針について講演会を開催し、活発な意見交換が行われました。

十一月十日には、初めて消防署敷地内で消防祭りを開催いたしました。

起震車やはしご車の乗車体験、煙体験など多くのお子様連れのご家族に参加いただき、大変好評をいただきました。

また、ヴァンフォーレ甲府の元選手によるサッカー教室も行われ、今後、元中日ドラゴンズのプロ野球選手による野球教室も計画されております。

さらに、東横イン富士山大月駅と連携してクラシックコンサートや子どもたちに宿泊体験をしてもらう「はじめての出張」など、こどもまんなかの記念イベントを進めてまいります。

また、夏に七十周年を記念して作成したラジオCM「旅する大月 三部作」は、第五十三回山梨広告賞ラジオCM部門で優秀賞を受賞することとなりました。

次に、「観光による産業振興の取り組みについて」であります。

観光庁の補助事業として「オーバートーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」の「先駆モデル地域型」に地域採択を受け、富士山観光の外国人観光客を本市に分散を図る取り組みであります。

鉄道事業者や交通事業者、宿泊事業者などに加えて、大月市観光協会や大月商店街協同組合の代表、地区の代表者からなる協議会による対策計画を策定し、観光庁に認められたところであります。

具体的に実施する事業の例を挙げますと、外国人観光客に動機付けやきっかけを与えるデジタルサイネージの設置や市内の滞在時間を創出するためのモデルコースの設定、新たな観光コンテンツの実証、また、受け入れ体制を整えるため、多言語化や商店主及び観光事業者を対象にセミナーを実施する予定であります。

本事業により少しでも多くの来訪者が駅から街に出て、産業振興につながるよう取り組んでまいります。

次に、「デジタル住民NFTアンバサダーカードについて」であります。

人口減少が続く本市において、関係人口の創出は重要な施策であり、第八次総合計画にもデジタル市民の登録数が目標設定されております。

今回、協定を結んでいる一般社団法人公民連携推進機構と連携して、人気コ스플레이ヤーが所属する株式会社PPエンタープライズ及び全国七自治体が

共同し「コスプレイヤーが日本を元気にする！プロジェクト」に参画いたしました。

デジタル住民NFTアンバサダーカードは、各地域にちなんだ地域共創衣装で撮影したものを「自治体NFT」とし、全国に募集をかけることでデジタル住民の確保とその収益の一部を企業版ふるさと納税として寄付されるものがあります。

本市においては、人気が高いコスプレイヤーが名勝猿橋において桃太郎にちなんだ衣装で撮影を行い、デザインしたカードを厄王山で祈禱し、お守りとして提供する予定となっております。デジタル住民の皆様には専用のSNSを通じて、市のイベント情報などを発信することで市の知名度アップとイベント参加、撮影地への訪問など来訪者の増加につながることが期待されます。

今後、新たな事業への取り組みを通じて関係人口の拡大に向けて進めてまいります。

次に、「ネパールのカゲシユウオリ・マノハラ市との友好都市交流覚書締結について」であります。

大月市とネパール連邦民主共和国のカゲシユウオリ・マノハラ市は、九月六日に本覚書を締結いたしました。

当市は、ネパールの首都カトマンズに隣接する人口約十三万人の都市で、自然豊かな風景と都市化エリアが共存する地域であります。

本市は、ネパールとの交流が深く以前からネパール日本友好協会を通じて青少年の文化交流を進めてきており、今年も七月十七日にネパール文化交流団との交流会を実施しております。

交流先の猿橋中学校では、英語科の授業でネパールの中学生とグループワークを行うなど英語を通して相互理解を深め、全校交流会では、ネパールの中学生からは民族舞踊が披露され、猿橋中学校からは英語での学校紹介や合唱が披露されるなどの文化交流が行われ、両国の国際親善が図られております。

また、その前にはドゥルガ・バハドゥールスペディ ネパール駐日大使が直接、市長室を訪れ、ネパールとのさらなる友好親善を強く要望されました。

これらのことから、ネパール日本友好協会名誉会長である石岡様の支援により、今回の覚書締結に至りました。

文化交流や人材育成など様々な交流が期待される中、具体的な取り組みは今後、検討していくこととなりますが、同時に締結に至った北杜市などと連携して進めてまいります。

また、大月短期大学へネパール留学生受け入れなどの交流親善についても検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「子育て支援施策について」であります。

昨今の物価高騰により、生活費が厳しくなっている中で、特に子育て世帯への影響が大きくなっております。

その中でも、乳幼児を育てる家庭にとって、紙おむつや粉ミルクといった育児に欠かせない消耗品の購入費用が大きな経済的負担となっていることを懸念しております。

これらの負担を少しでも軽減し、子育て環境を支援するため、市はゼロ歳から二歳までの乳幼児を養育する世帯に対し、子育て用品購入補助事業を実施することいたしました。

この事業は、県の物価高騰対策・子育て支援世帯応援交付金を活用し、対象となる家庭に対して経済的な支援を行います。

具体的には、対象家庭に一人当たり二万円相当の子育て用品購入券を交付することで、購入する育児用品の費用を補助し、生活にかかる負担を軽減することを目指しております。

次に、「新庁舎建設事業について」であります。

今年度は、新庁舎整備基本計画に基づき、現本庁舎周辺の用地買収に向けて、準備を進めております。

補償費の算定を行う用地測量調査業務作業を進めており、これと並行して進めてまいりました事業認定手続きにつきましては、十月中旬に山梨県知事あてに事業認定申請書を提出し、十一月十四日まで制度に基づく縦覧手続きを行いました。

県による事業認定の告示後は、予算措置等の準備を経て、税務署への事前協議を進めていきたいと考えております。

来年度には地権者の皆様に、補償内容などについてお示しできるような資料を整えており、現在、代替地等を含めたその内容にご理解をいただけるよう、事前調整に取り組んでいくところであります。

庁舎建設事業につきましては、災害時はもとより、市民サービス、まちづくりの拠点となる庁舎を目指し、身の丈にあった計画により着実に事業の進捗を図ってまいりますのでご理解とご協力をよろしく願います。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告案件が一件、条例案件が五件、予算案件が八件、その他の案件が二件、あわせまして計十六件をご提案いたします。

はじめに、報告案件であります。

報告第三号「専決処分事項について承認を求める件」についてであります。これは、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分をいたしま

した補正予算、一件につきまして、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるもので、十月二十七日に執行された第五十回衆議院議員総選挙及び第二十六回最高裁判所裁判官国民審査のための必要経費二千三百万円余りを追加計上いたしました。

次に、条例案件についてであります。

議案第五十六号「大月市地域優良賃貸住宅基金条例制定の件」であります。これは地域優良賃貸住宅エルムーン駒橋の修繕経費などに充てる基金条例を制定するものであります。

次に、議案第五十七号「大月市職員退職手当支給条例中改正の件」についてであります。

これは、国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴い、失業者の退職手当の支給について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第五十八号「大月市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税等に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、地域再生計画内の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期間が延長されたことから、大月市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税等の期間を延長することとして、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第五十九号「大月市ひとり親家庭医療費助成に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、引用条項を改める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第六十号「大月市空家等対策の推進に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、管理不全空家等を規定することなど、所要の改正を行うものであります。

次に、予算案件についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動等による職員給与費の調整や前年度決算の確定に伴う繰越金の追加計上、その他、事業の精査などにより予算編成を行いました。

まず、議案第六十一号「大月市一般会計補正予算（第五号）」についてであります。

主な補正内容といたしまして、歳出につきましては、総務費において、ふるさと大月応援寄附金増収見込みによる返礼経費、宅配ボックス購入支援補助及び基金積立などの追加、民生費では、大月市子育て用品支給事業や障害福祉サ

ービス費などの追加、教育費では、中学校教科書改訂経費などの追加、職員給与費の調整とあわせ、歳出補正総額は、十一億二千九百万八千円の増額となっております。

歳入につきましては、地方特例交付金及び地方交付税の増額、ふるさと大月応援寄附金及び前年度繰越金などの追加、国・県支出金などを事業実績により増減いたしております。

次に、議案第六十二号「大月市大月短期大学特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整や、非常勤講師報酬等の追加、施設等管理事業などの減額を行い、歳入につきましては、入学者減に伴う授業料の減額及び繰入金の減額等しております。

次に、議案第六十三号「大月市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、基金積立金の追加、事業精査による減額を行い、歳入につきましては、繰入金を減額し、前年度繰越金等を追加しております。

次に、議案第六十四号「大月市介護保険特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整、保険給付費及び諸支出金等の追加、繰越金の確定に伴う基金積立金の追加を行い、歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び前年度繰越金などを追加しております。

次に、議案第六十五号「大月市介護サービス特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、一般会計繰出金を追加し、歳入につきましては、繰越金を追加しております。

次に、議案第六十六号「大月市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金や前年度精算による一般会計繰出金を追加し、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第六十七号「大月市簡易水道事業会計補正予算（第二号）」についてであります。

歳出におきまして、職員給与費の調整と、公営企業適用債の対象事業費及び限度額の追加を行っております。

次に、議案第六十八号「大月市下水道事業会計補正予算（第一号）」について

てであります。

簡易水道事業会計同様に、歳出におきまして、職員給与費の調整と、公営企業会計適用債の対象事業費及び限度額の追加を行っております。

次に、その他の案件二件についてご説明申し上げます。

議案第六十九号「山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件」であります。これは組合事務の一部を廃止するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第七十号「市道の路線認定の件」については、大月一丁目地内の市道の新規路線認定であります。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。